



熊本県公報

第 1 2 5 8 5 号

平成 29 年 1 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (〃) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 4
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 5
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧…………… (団体支援課) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 平成 28 年度予算の要領…………… (財政課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 36
- 平成 27 年度熊本県歳入歳出決算の公表…………… (会計課) 36

公 告

- 道路の位置指定…………… (建築課) 74
- 公共測量の終了…………… (監理課) 74
- 公共測量の実施…………… (〃) 74
- 白川・菊池川地域森林計画の変更…………… (森林整備課) 74
- 緑川地域森林計画の変更…………… (〃) 74
- 球磨川地域森林計画の変更…………… (〃) 75
- 天草地域森林計画の変更…………… (〃) 75

登 載 依 頼

- 平成 28 年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (芦北地域保健医療推進協議会救急専門部会) 75
- 熊本県病院局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 75
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部会計課) 77
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 77
- 平成 28 年度有明地域保健医療推進協議会の開催…………… (有明地域保健医療推進協議会) 81
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 82
- 熊本県土地利用審査会の開催…………… (土地利用審査会) 82

正 誤

- 平成 27 年 1 月 16 日熊本県病院局管理規程第 1 号 (熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する規程) 中…………… (病院局総務経営課) 82
- 平成 27 年 3 月 31 日熊本県病院局管理規程第 3 号 (熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程) 中…………… (〃) 83

告 示

熊本県告示第 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 1 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
第二井手ノ川谷	上天草市松島町内野河内	別図 1 のとおり	土石流
ゼンキの迫	上天草市松島町教良木	別図 2 のとおり	土石流
第一才明谷	上天草市松島町教良木	別図 3 のとおり	土石流
中野野川	上天草市松島町教良木	別図 4 のとおり	土石流
唐星谷	上天草市松島町教良木	別図 5 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 1 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉ノ迫川	上天草市松島町内野河内	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
平谷	上天草市松島町教良木	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
山本谷	上天草市松島町教良木	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
上野野川谷	上天草市松島町教良木	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
仁田尾の迫	上天草市松島町教良木	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
第一下野野川谷	上天草市松島町教良木	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
第二下野野川谷ー 1	上天草市松島町教良木	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
野々川中央	上天草市松島町教良木	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
井平ノ川（1）ー 1	上天草市松島町内野河内	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
上野々川右岸	上天草市松島町教良木	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
上野々川（1）ー 1	上天草市松島町教良木	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
上野々川（2）	上天草市松島町教良木	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり

上野々川（３）	上天草市松島町教良木	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
上野々川（４）	上天草市松島町教良木	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
上野々川（５）－ 1	上天草市松島町教良木	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
上野々川（６）	上天草市松島町教良木	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
上野々川（７）－ 1	上天草市松島町教良木	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
中野々川（１）	上天草市松島町教良木	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
中野々川（２）	上天草市松島町教良木	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
中野々川（３）	上天草市松島町教良木	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
中野々川（４）－ 1	上天草市松島町教良木	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
中野々川（５）－ 1	上天草市松島町教良木	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
中野々川（６）	上天草市松島町教良木	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
下野々川（１）	上天草市松島町教良木	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
下野々川（２）－ 1	上天草市松島町教良木	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
下野々川（３）	上天草市松島町教良木	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
下野々川（４）	上天草市松島町教良木	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
下野々川（５）－ 1	上天草市松島町教良木	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
野々川東－１	上天草市松島町教良木	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
教良木東（１）	上天草市松島町教良木	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
教良木東（２）	上天草市松島町教良木	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
轟橋口	上天草市松島町教良木	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり

（別図 1 から別図 3 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洲上	天草市深海町	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浅海（下）	天草市深海町	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
浅海（中）	天草市深海町	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
浅海（上）	天草市深海町	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
中浦（下）	天草市深海町	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
中浦（中）	天草市深海町	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
中浦（上）	天草市深海町	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
東多々良（西）	天草市深海町	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
下平（下）	天草市深海町	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
下平（中）	天草市深海町	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
下平（上）	天草市深海町	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
松山	天草市久玉町	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり
中良木	天草市久玉町	別図 1 2 のとおり	土石流	別図 1 2 のとおり
後迫－1	天草市深海町	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
下平－1	天草市深海町	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
舟津 2－1	天草市深海町	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり

舟津－1	天草市深海町	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
多々良－1	天草市深海町	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
中の迫－1	天草市深海町	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
若（Ａ）－1	天草市深海町	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
若（Ｂ）－1	天草市深海町	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
浅海（Ａ）－1	天草市深海町	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
浅海（Ｂ）－1	天草市深海町	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
浅海（２）－1	天草市深海町	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
浅海（Ｃ）－1	天草市深海町	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
し尿処理場上	天草市久玉町	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
中良木	天草市久玉町	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
内の原 2－1	天草市久玉町	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
浅海湾－1	天草市深海町	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
深海湾 2	天草市深海町	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
下平 1－1	天草市深海町	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
下平 2	天草市深海町	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
内の原 1－1	天草市久玉町	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり

（別図 1 から別図 3 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 2 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 9 6 号）第 2 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
牛 5 頭
- 3 検査の期日及び場所

検 査 の 期 日	検 査 の 場 所
平成 2 9 年 1 月 2 6 日（木）	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄 3 7

平成 2 9 年 1 月 2 6 日 (木)

熊本県農業研究センター
合志市栄 3 8 0 1**熊本県告示第 1 3 号**

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 2 7 年政令第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
棚底加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市倉岳町棚底 1 9 5 6 番地 9 松本 茂一
天草市倉岳町棚底 2 4 7 0 番地 中本 厚生
天草市倉岳町棚底 2 5 1 9 番地 松本 一義
- 3 法第 1 1 3 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
倉岳町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 2 9 年 1 月 1 0 日から平成 2 9 年 1 月 2 4 日まで
- 5 縦覧場所
倉岳町漁業協同組合

熊本県告示第 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人豊心の里	錦寿豊苑空床型短期入所生活介護事業所	球磨郡錦町大字一武字原田川 1 2 3 4 番地	平成 2 9 年 2 月 1 6 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 1 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人豊心の里	錦寿豊苑空床型短期入所生活介護事業所	球磨郡錦町大字一武字原田川 1 2 3 4 番地	平成 2 9 年 2 月 1 6 日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第 1 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者	サービスの種類	指定年月日
-------------	------------------------	---------	-------

	の氏名		
訪問介護事業所 春草苑 阿蘇市内牧 1 1 1 2 番地 5	医療法人社団 坂梨会 阿蘇市内牧 1 1 5 3 番地 1 坂梨 嘉壽恵	居宅介護 重度訪問介護	平成 2 9 年 1 月 1 日

熊本県告示第 1 7 号

平成 2 8 年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成 2 8 年 1 2 月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 平成 2 8 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。
- （歳入歳出予算の補正）
- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,960,774 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,380,275,794 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
- （繰越明許費の補正）
- 第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。
- （債務負担行為の補正）
- 第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。
- （地方債の補正）
- 第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		287,288,075	486,095	287,774,170
	1 地方交付税	287,288,075	486,095	287,774,170
2 分担金及び 負担金		5,055,138	231,911	5,287,049
	1 分 担 金	667,176	6,500	673,676
	2 負 担 金	4,387,962	225,411	4,613,373
3 国庫支出金		445,002,783	9,570,157	454,572,940
	1 国庫負担金	164,167,023	1,125,894	165,292,917
	2 国庫補助金	278,179,772	8,441,482	286,621,254
	3 国庫委託金	2,655,988	2,781	2,658,769
4 繰 入 金		54,023,724	2,652,196	56,675,920
	1 基金繰入金	52,669,019	2,652,196	55,321,215
5 諸 収 入		85,990,528	13,991,415	99,981,943
	1 貸 付 金 入 元 利 収 入	62,238,673	12,503,125	74,741,798
	2 受 託 事 業 入 収 入	7,764,925	1,425,248	9,190,173

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 雑 入	9,527,302	63,042	9,590,344
6 県 債		190,077,000	14,029,000	204,106,000
	1 県 債	190,077,000	14,029,000	204,106,000
歳 入 合 計		1,339,315,020	40,960,774	1,380,275,794

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		94,954,829	2,334,855	97,289,684
	1 総務管理費	64,005,657	24,244	64,029,901
	2 企 画 費	7,031,085	33,899	7,064,984
	3 徴 税 費	10,174,117	931	10,175,048
	4 市 町 村 費	4,527,129	2,253,000	6,780,129
	5 防 災 費	7,518,439	20,000	7,538,439
2 民 生 費	6 統計調査費	414,764	2,781	417,545
		174,903,608	896,640	175,800,248
	1 社会福祉費	68,490,361	35,974	68,526,335
	2 児童福祉費	26,897,098	1,252	26,898,350
3 衛 生 費	3 災害救助費	74,248,361	859,414	75,107,775
		64,729,916	120,886	64,850,802
	1 公衆衛生費	42,078,208	29,837	42,108,045
	2 環境衛生費	19,893,731	47,795	19,941,526

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 医 薬 費	1,047,986	43,254	1,091,240
4 農 水 産 業 林 費		99,507,333	1,851,189	101,358,522
	1 農 業 費	30,073,960	1,163,922	31,237,882
	2 畜 産 業 費	9,316,007	248	9,316,255
	3 農 地 費	22,844,157	131,000	22,975,157
	4 林 業 費	30,643,443	379,591	31,023,034
	5 水 産 業 費	6,629,766	176,428	6,806,194
5 商 工 費		76,347,817	13,699,205	90,047,022
	1 商 業 費	63,564,678	12,570,834	76,135,512
	2 工 鉱 業 費	5,185,234	431,571	5,616,805
	3 観 光 費	7,597,905	696,800	8,294,705
6 土 木 費		121,322,450	12,249,722	133,572,172
	1 土 木 管 理 費	2,471,418	358,766	2,830,184
	2 道 橋 り よ う 路 費	47,441,304	1,960,694	49,401,998
	3 河 川 海 岸 費	51,051,308	8,331,262	59,382,570

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	10,453,313	154,000	10,607,313
	5 住 宅 費	2,012,747	1,445,000	3,457,747
7 警 察 費		37,982,212	23,302	38,005,514
	1 警察管理費	33,901,897	23,302	33,925,199
8 教 育 費		172,508,029	205,186	172,713,215
	1 教育総務費	33,043,077	205,186	33,248,263
9 災害復旧費		307,252,932	9,509,505	316,762,437
	1 労働災害復旧費	352,829	25,169	377,998
	2 農林水産業災害復旧費	66,674,001	1,975,276	68,649,277
	3 商工災害復旧費	128,978,793	48,183	129,026,976
	4 土木災害復旧費	92,278,473	5,240,548	97,519,021
	5 警察災害復旧費	1,610,288		1,610,288
	6 教育災害復旧費	9,059,527	2,220,329	11,279,856
10 諸支出金		72,815,789	70,284	72,886,073
	1 繰 出 金	4,746,165	70,284	4,816,449

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 出 合 計		1,339,315,020	40,960,774	1,380,275,794

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 10,000
	1 議 会 費	10,000
2 総 務 費		121,912
	1 総 務 管 理 費	59,000
	2 企 画 費	62,912
3 民 生 費		1,945,000
	1 社 会 福 祉 費	1,893,000
	2 児 童 福 祉 費	52,000
4 衛 生 費		528,000
	1 環 境 衛 生 費	528,000
5 労 働 費		11,000
	1 職 業 訓 練 費	11,000
6 農 林 水 産 業 費		46,117,000
	1 農 業 費	11,565,000
	2 畜 産 業 費	6,666,000
	3 農 地 費	7,633,000
	4 林 業 費	17,844,000
	5 水 産 業 費	2,409,000

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 1,339,000
	1 工 鉱 業 費	462,000
	2 観 光 費	877,000
8 土 木 費		78,859,000
	1 土 木 管 理 費	681,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	23,205,000
	3 河 川 海 岸 費	46,913,000
	4 港 湾 費	1,894,000
	5 都 市 計 画 費	3,717,000
	6 住 宅 費	2,449,000
9 警 察 費		277,000
	1 警 察 管 理 費	277,000
10 教 育 費		2,409,000
	1 教 育 総 務 費	119,000
	2 高 等 学 校 費	2,019,000
	3 特 別 支 援 学 校 費	234,000
	4 社 会 教 育 費	37,000
11 災 害 復 旧 費		238,658,000
	1 総 務 災 害 復 旧 費	1,944,000

款	項	金 額
		千円
	2 民生災害復旧費	5,651,000
	3 労働災害復旧費	201,000
	4 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	45,753,000
	5 商工災害復旧費	121,312,000
	6 土木災害復旧費	55,396,000
	7 警察災害復旧費	1,239,000
	8 教育災害復旧費	7,162,000
合	計	370,274,912

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円 853,000	千円 3,780,000
	1 防 災 費	853,000	3,780,000
合	計	853,000	3,780,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 広報関係業務	平成29年度	46,978
2 首都圏広報業務	平成29年度	9,885
3 八代総合庁舎空調設備等改修事業 八 代 市	平成29年度	334,489
4 県立劇場管理運営業務	平成29年度 ～平成30年度	792,096
	年次別内訳 平成29年度	396,048
	平成30年度	396,048
5 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成29年度	127,833
6 保健・医療・福祉関係業務	平成29年度	245,818
7 大気汚染監視業務	平成29年度	3,049
8 海域水質環境調査業務	平成29年度	15,207
9 しごと相談・支援センター関係業務	平成29年度	10,915
10 熊本県U I J ターン就職支援センター運営業務	平成29年度	25,600
11 戦略産業雇用創造プロジェクト事業	平成29年度	86,809
12 農業公園管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	329,500
	年次別内訳 平成29年度	65,000
	平成30年度	65,000
	平成31年度	65,900
	平成32年度	66,800
	平成33年度	66,800

事 項	期 間	限 度 額
13 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	平成29年度	千円 2,496
14 水産環境整備事業	平成29年度	330,000
15 漁港建設管理費	平成29年度	8,000
16 水産物供給基盤機能保全事業	平成29年度	200,000
17 水産生産基盤整備事業	平成29年度	150,000
18 天草ビジターセンター管理運営業務	平成29年度 ～平成31年度	10,277
	年次別内訳 平成29年度	3,415
	平成30年度	3,415
	平成31年度	3,447
19 観光統計パラメータ調査事業	平成29年度	3,876
20 建設単価調査業務	平成29年度	31,253
21 道路維持費	平成29年度	75,000
22 道路新設改良費	平成29年度	531,000
23 治水堤防費	平成29年度	163,000
24 河川改良費	平成29年度	40,000
25 砂防費	平成29年度	12,000
26 海岸保全費	平成29年度	12,000
27 港湾建設費	平成29年度	845,000

事 項	期 間	限 度 額
28 テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	千円 182,622
	年次別内訳	
	平成29年度	36,209
	平成30年度	36,209
	平成31年度	36,524
	平成32年度	36,840
	平成33年度	36,840
29 水俣広域公園管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	747,545
	年次別内訳	
	平成29年度	148,175
	平成30年度	148,175
	平成31年度	149,509
	平成32年度	150,843
	平成33年度	150,843
30 街路事業費	平成29年度	215,000
31 高等学校等通学支援事業	平成29年度	175,581
32 ほほえみスクールライフ支援事業	平成29年度	38,290
33 熊本時習館特別支援相談員派遣事業	平成29年度	6,723
34 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	平成29年度	16,088
35 青少年教育施設管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	1,514,664
	年次別内訳	
	平成29年度	300,154
	平成30年度	300,154
	平成31年度	302,932
	平成32年度	305,712
	平成33年度	305,712
36 県営農地等災害復旧事業	平成29年度	725,000

事 項	期 間	限 度 額
37 県立美術館本館被災美術品修復業務	平成29年度 ～平成31年度	千円 164,850
	年次別内訳	
	平成29年度	18,450
	平成30年度	74,200
38 給食業務	平成29年度 ～平成31年度	383,868
	年次別内訳	
	平成29年度	164,935
	平成30年度	108,960
	平成31年度	109,973

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 漁業取締事務所施設賃借	平成29年度 ～平成32年度	千円 17,392	(補 正 前 に 同 じ)	平成29年度 ～平成32年度	千円 19,048
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成29年度	4,348		平成29年度	3,782
	平成30年度	4,348		平成30年度	5,042
	平成31年度	4,348		平成31年度	5,089
	平成32年度	4,348		平成32年度	5,135
2 熊本県民総合運動公園陸上競技場改修事業 熊 本 市	平成29年度	52,240	(補 正 前 に 同 じ)	平成29年度	176,240
3 警察関係業務	平成29年度	54,966	(補 正 前 に 同 じ)	平成29年度 ～平成30年度	629,943
				年次別内訳	
				平成29年度	548,943
4 県有施設等管理業務	平成29年度 ～平成32年度	7,430	(補 正 前 に 同 じ)	平成29年度 ～平成33年度	3,399,370
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成29年度	3,239		平成29年度	2,513,483
	平成30年度	3,115		平成30年度	438,620
	平成31年度	538		平成31年度	439,511
	平成32年度	538		平成32年度	4,147
5 情報処理関連業務	平成29年度	63,219	(補 正 前 に 同 じ)	平成29年度 ～平成33年度	278,575
				年次別内訳	
				平成29年度	220,588
				平成30年度	16,862
				平成31年度	13,625
6 事務機器等賃借	平成29年度 ～平成35年度	1,511,026	(補 正 前 に 同 じ)	平成29年度 ～平成35年度	1,519,816
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成29年度	369,826		平成29年度	371,164
	平成30年度	307,855		平成30年度	310,978
	平成31年度	302,691		平成31年度	304,126
	平成32年度	302,693		平成32年度	304,140
	平成33年度	203,097		平成33年度	204,544
	平成34年度	21,597		平成34年度	21,597
	平成35年度	3,267		平成35年度	3,267

第4表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
隣 保 館 施 設 整 備 事 業 費	千円 7,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0%	据置期間を含め
農 業 試 験 研 究 機 関 整 備 事 業 費	235,000	共団体金融機構、	以 内	30年以内
林 地 崩 壊 防 止 事 業 費	6,000	会社、その他	(ただし、	半年賦元利均等
水 産 研 究 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	42,000	(借入方法) 証書借入又は証	利率見直し	償還又は元金均等
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	212,000	券発行 (他の地方	方式で借り	償還、満期一括償
私 立 学 校 施 設 現 年 発 生 単 県 費	2,181,000	公共団体との共同	入れる資金	還等
災 害 復 旧 事 業 費		発行を含む。)	について、	ただし、県財政
県 立 大 学 施 設 現 年 発 生 単 県 費	18,000	(その他) 工事その他の都	利率の見直	の都合により、繰
災 害 復 旧 事 業 費		合により、一部又	しを行った	上償還をなし、又
		は全部を翌年度以	後において	は借換えをするこ
		降に繰り下げて借	は、当該見	とができる。
		り入れることがで	直し後の利	
		きる。	率)	
		発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		
計	2,701,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 1,646,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 1,686,000			
観光施設整備事業費	42,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	127,000			
砂防国庫補助事業費	8,451,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	11,161,000			
街路国庫補助事業費	2,168,000	その他	し方式で	元金均等償還、	2,217,000			
道路直轄事業負担金	3,758,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ	満期一括償還	5,452,000			
河川直轄事業負担金	3,610,000	は証券発行(他	る資金に	等	4,690,000			
砂防直轄事業負担金	748,000	の地方公共団	ついて、	ただし、県	805,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	166,000	体との共同発	利率の見	財政の都合に	178,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	441,000	行を含む。)	直しを行	より、繰上償	523,000			
警察施設現年発生国庫補助事業費	12,000	(その他) 工事その他	った後に	還をなし、又	336,000			
公共土木直轄災害復旧事業負担金	8,706,000	の都合により、	おいては、	は借換えをす	13,613,000	(補 正 前 に 同 じ)		
工業用水道事業費	37,000	一部又は全部	当該見直	ることができ	57,000			
地域公共交通確保維持改善事業費	159,000	を翌年度以降	し後の利	る。	166,000			
農業大学校整備事業費	67,000	に繰り下げて	率)		439,000			
単県治山事業費	663,000	借り入れるこ			824,000			
林業研究指導所整備事業費	82,000	とができる。			158,000			
熊本県民総合運動公園整備事業費	23,000	発行価格が			251,000			
労働施設現年発生単県災害復旧事業費	103,000	額面金額を下			128,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	132,000	回るときは、			152,000			
観光施設現年発生単県災害復旧事業費	27,000	その発行差額			74,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	6,606,000	をうめるため			6,726,000			
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
警 察 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円 1,309,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 312,000	(補 正 前 に 同 じ)		
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	1,649,000	方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	1,659,000			

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸 付 事 業 費	千円 30,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を 含め12年以内 半年賦元金 均等償還	千円 229,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	40,635,000				51,963,000			

平成 2 8 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,551,119 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金			150,000	150,000
	1 国庫補助金		150,000	150,000
2 県 債		2,179,000	150,000	2,329,000
	1 県 債	2,179,000	150,000	2,329,000
歳 入 合 計		4,251,119	300,000	4,551,119

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 1,543,335	千円 300,000	千円 1,843,335
	1 港 湾 費	1,543,335	300,000	1,843,335
歳 出 合 計		4,251,119	300,000	4,551,119

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 996,000
	1 港 湾 費	996,000
合 計		996,000

第 3 表 債務負担行為

設 定		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成29年度 ～平成33年度	千円 67,236
	年次別内訳	
	平成29年度	63,782
	平成30年度	854
	平成31年度	862
	平成32年度	869
	平成33年度	869

第 4 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 2,179,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円 2,329,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 8 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 災 害 復 旧 費		150,000
	1 港 湾 災 害 復 旧 費	150,000
合 計		150,000

平成 2 8 年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210,852 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,525,820 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金			140,568	140,568
	1 国庫補助金		140,568	140,568
2 繰入金			70,284	70,284
	1 一般会計 繰入金		70,284	70,284
歳 入 合 計		1,314,968	210,852	1,525,820

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,314,968	210,852	1,525,820
	1 育英資金	1,314,968	210,852	1,525,820
歳 出 合 計		1,314,968	210,852	1,525,820

平成 2 8 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 8 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		437,000
	1 流 域 下 水 道 費	437,000
2 災 害 復 旧 費		103,000
	1 流 域 下 水 道 災 害 復 旧 費	103,000
合 計		540,000

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成29年度	千円 3,843
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成29年度	4,092
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成29年度	3,996
4 熊本北部流域下水道管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	4,530,201
	年次別内訳	
	平成29年度	893,689
	平成30年度	902,989
	平成31年度	909,677
	平成32年度	913,454
	平成33年度	910,392
5 球磨川上流流域下水道管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	949,532
	年次別内訳	
	平成29年度	185,925
	平成30年度	192,725
	平成31年度	193,857
	平成32年度	185,504
	平成33年度	191,521
6 八代北部流域下水道管理運営業務	平成29年度 ～平成33年度	1,110,554
	年次別内訳	
	平成29年度	222,864
	平成30年度	224,747
	平成31年度	225,138
	平成32年度	219,593
	平成33年度	218,212

平成28年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,032,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		32,027	30,803	62,830
	1 繰 越 金	32,027	30,803	62,830
歳 入 合 計		1,001,469	30,803	1,032,272

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 災 害 復 旧 費			30,803	30,803
	1 工 鉦 業 災 害 復 旧 費		30,803	30,803
歳 出 合 計		1,001,469	30,803	1,032,272

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 災 害 復 旧 費		30,000
	1 工 鉦 業 災 害 復 旧 費	30,000
合 計		30,000

平成 2 8 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 8 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
荒瀬ダム管理所等撤去事業	平成 2 9 年度	99,720
事務機器等賃借	平成 2 9 年度 ～平成 3 1 年度	870
	年次別内訳	
	平成 2 9 年度	398
	平成 3 0 年度	435
	平成 3 1 年度	37
企業局所有施設等管理業務	平成 2 9 年度 ～平成 3 1 年度	5,060
	年次別内訳	
	平成 2 9 年度	2,553
	平成 3 0 年度	1,248
	平成 3 1 年度	1,259

平成28年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成28年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成28年度熊本県工業用水道事業会計予算第4条本文括弧書中「348,766千円」を「375,429千円」に、「32,139千円」を「36,345千円」に、「316,627千円」を「339,084千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,649,301千円	109,237千円	1,758,538千円
第1項 長期借入金	840,638千円	20,987千円	861,625千円
第2項 工事受託金	642,391千円	79,119千円	721,510千円
第3項 補助金	164,823千円	9,131千円	173,954千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,998,067千円	135,900千円	2,133,967千円
第1項 建設改良費	1,066,267千円	135,900千円	1,202,167千円

平成 2 8 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 8 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 9 年度	千円 46,039
医事業務	平成 2 9 年度	24,297
給食業務	平成 2 9 年度 ～平成 3 1 年度	293,740
	年次別内訳 平成 2 9 年度	97,612
	平成 3 0 年度	97,612
	平成 3 1 年度	98,516

熊本県告示第 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
生活介護支援事業所 オ ーシャン 八代市通町 6 - 2 0	社会福祉法人八代愛育会 八代市二見本町 2 4 0 番 地	生活介護	平成 2 9 年 1 月 1 日

熊本県告示第 1 9 号

平成 2 7 年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、平成 2 8 年 1 2 月定例県議会において、認定に関する議決があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成27年度 熊本県一般会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較	(単位 円)		
								過	誤	納 額
1県税		158638386000	162403960585	158957721066	394297271	3051942248	319335066			0
	1県民税	56070688000	59596260055	5679153362	332617680	2472089013	720865362			0
	2事業税	26746308000	27894503924	27774330575	11471599	108701750	1028022575			0
	3不動産取得税	3932351000	4338783594	4124761621	8410044	205611929	192410621			0
	4自動車税	21466067000	21597701903	21378839270	41797948	177064685	-87227730			0
	5鉱区税	8506000	9900900	8498500	0	1402400	-7500			0
	6自動車取得税	1437729000	1429304400	1429304400	0	0	-8424600			0
	7軽油引取税	13259304000	13478453446	13396500474	0	81952972	137196474			0
	8旧法による税	0	4646499	25000	0	4615499	25000			0
	9県たばこ税	2095663000	2100867558	2100867558	0	0	5204558			0
	10ゴルフ場利用税	591635000	605514490	605010490	0	504000	13375490			0
	11地方消費税	32858177000	31175368250	31175368250	0	0	-1682808750			0
	12増徴税	21457000	22317500	22317500	0	0	1860500			0
	13産業廃棄物税	150501000	150344066	150344066	0	0	-156934			0
2地方消費税清算金		68956615000	68966639333	68966639333	0	0	10024533			0
1地方消費税清算金		68956615000	68966639333	68966639333	0	0	10024533			0
3地方譲与税		30958385000	31170762120	31170762120	0	0	212377120			0

熊本県一般会計歳入歳出決算

熊本県一般会計歳入歳出決算

歳 入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較	過 源 納 額
	1地方道路譲与税	1000	120	120	0	0	-880	0
	2石油ガス譲与税	130017000	130024000	130024000	0	0	7000	0
	3航空機燃料譲与税	14144000	17151000	17151000	0	0	3007000	0
	4地方法人特別譲与税	28100000000	28159899000	28159899000	0	0	59899000	0
	5地方揮発油譲与税	2714223000	2863688000	2863688000	0	0	149465000	0
4地方特別交付金		542793000	542793000	542793000	0	0	0	0
5地方交付税	1地方特別交付金	542793000	542793000	542793000	0	0	0	0
		216446681000	217588095000	217588095000	0	0	1141414000	0
	1地方交付税	216446681000	217588095000	217588095000	0	0	1141414000	0
6交通安全対策特別交付金		383205000	418867000	418867000	0	0	35662000	0
	1交通安全対策特別交付金	383205000	418867000	418867000	0	0	35662000	0
7分担金及び負担金		4294491000	4123888284	3959963508	4186268	159741968	-334527492	3460
	1分担金	1064108000	639424146	639424146	0	0	-424683854	0
	2負担金	3230383000	3484464138	3320539362	4186268	159741968	90156362	3460
8使用料及び手数料		9034552000	9184206600	9132591422	10050206	41564972	98039422	0
	1使用料	6144667000	6263454427	6211839249	10050206	41564972	67172249	0
	2手数料	2889885000	2920752173	2920752173	0	0	30867173	0

款	項	予 算 現 額	歳 入				不 納 欠 損 額	取 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較	過 誤 額	(単位 円)
			調 定 額	取 入 済 額	取 入 未 済 額	取 入 未 済 額					
9国庫支出金		138652203759	111594770327	111594770327	0	0	0	0	-27037433432	0	0
	1国庫後担金	46910182430	45016678695	45016678695	0	0	0	0	-1893503735	0	0
	2国庫補助金	89731485329	64665761355	64665761355	0	0	0	0	-25065723974	0	0
	3国庫委託金	2010536000	1912330277	1912330277	0	0	0	0	-98205723	0	0
10財産収入		2001469000	2749145226	2749055422	0	0	0	89804	747586422	0	0
	1財産運用収入	1107973000	1103950340	1103860536	0	0	0	89804	-4112464	0	0
	2財産売却収入	893496000	1645194886	1645194886	0	0	0	0	751698886	0	0
11寄附金		137938000	137058492	137058492	0	0	0	0	-879508	0	0
	1寄附金	137938000	137058492	137058492	0	0	0	0	-879508	0	0
12繰入金		16954788000	16260499940	16260499940	0	0	0	0	-694288060	0	0
	1特別会計繰入金	1098585000	1078595066	1078595066	0	0	0	0	-19989934	0	0
	2基金繰入金	15856203000	15181904874	15181904874	0	0	0	0	-674298126	0	0
13繰越金		21672259883	21672260125	21672260125	0	0	0	0	242	0	0
	1繰越金	21672259883	21672260125	21672260125	0	0	0	0	242	0	0
14繰越収入		34918067035	31564831426	30995109069	37902012	37902012	37902012	531820345	-3922957966	0	0
	1延滞金、加算金及び過料等	228725000	284566356	236587347	507649	507649	507649	47471360	7862347	0	0
	2県債金利子	77102000	175461007	175461007	0	0	0	0	98359007	0	0

熊本県一般会計歳入歳出決算

[illegible]

歳 出

(単位: 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
1 議会費		1332785000	1324031312	0	8753688	8753688
	1 議会費	1332785000	1324031312	0	8753688	8753688
2 総務費		43823031326	40194447117	2287168761	1341415448	3628584209
	1 総務管理費	17718550200	17282860862	0	435689338	435689338
	2 企画費	9012595126	7845462471	614469406	552663249	1167132655
	3 税務費	6912530000	6797076124	0	115453876	115453876
	4 市町村振興費	3114215000	3099293523	0	14921477	14921477
	5 選挙費	1281115000	1167897922	0	113217078	113217078
	6 防災費	4329838000	2575292759	1672699355	81845886	1754545241
	7 統計調査費	1087708000	1070638130	0	17069870	17069870
	8 人事委員会費	169142000	162970767	0	6171233	6171233
	9 監査委員費	197338000	192954559	0	4383441	4383441
3 民生費		98246999260	93497613521	2837847000	1911538739	4749385739
	1 社会福祉費	65339437400	63041530744	1416285000	881621656	2297906656
	2 児童福祉費	26818211000	24960814814	1069574000	787822186	1857396186
	3 生活保護費	6035224000	5450506256	351988000	232729744	584717744
	4 災害救助費	54126860	44761707	0	9365153	9365153

熊本県一般会計歳入歳出決算

熊本県一般会計歳入歳出決算

歳

出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
4衛生費		6,322,323,590	6,068,963,614	752,020,298	1,780,667,149	253,268,744
	1公衆衛生費	4,483,781,340	4,312,953,843	380,209,000	1,328,066,002	1,708,275,002
	2環境衛生費	1,551,647,815	1,478,335,248	365,316,298	367,809,366	733,125,664
	3保健所費	173,006,400	170,346,254	0	26,601,455	26,601,455
	4救急費	113,796,800	107,328,267	649,500	581,903,26	64,685,326
5労働費		304,330,418	273,049,017	55,678,000	257,127,167	312,805,167
	1労務費	273,528,184	204,350,430	329,080,00	362,697,54	691,777,54
	2職業訓練費	136,785,400	125,740,490	0	110,449,095	110,449,095
	3失業対策費	129,068,100	116,158,012	22,770,000	106,330,872	129,100,872
	4労働委員会費	111,241,000	107,163,554	0	40,774,46	40,774,46
6農林水産業費		7,677,517,291	5,622,024,548	1,609,682,365	4,485,245,069	20,554,927,434
	1農産費	2,114,541,300	1,576,273,190	388,081,100	1,501,870,096	538,268,109
	2畜産費	4,170,315,000	3,421,647,014	447,278,000	301,389,986	748,667,986
	3農地費	2,282,657,523	1,707,867,092	390,446,596	1,843,438,279	57,479,042,42
	4林業費	219,023,768	149,590,639	633,237,322	610,939,706	694,331,292
	5水産業費	673,049,284	499,813,166	150,475,418	227,607,002	173,236,118
7施工費		254,343,570	242,828,187	517,535,320	634,002,911	1,151,538,231

歳 出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
1商業費	1商業費	19914240000	19797144037	42126000	74969963	117095963
	2工銀業費	4485558000	3654058509	290334800	541164691	831499491
	3観光費	1034559000	831616223	185074520	17868257	202942777
8土木費	8土木費	103002104406	77711086588	23244030743	2046987075	25291017818
	1土木管理費	2458132205	2249153051	127530000	81449154	208979154
	2道路橋りょう費	47256158023	37270263159	9807761784	178133080	9985894864
3河川海洋費	3河川海洋費	40050548916	26382452556	11926380927	1741715433	13668096360
	4港湾費	6197207379	5479320986	707274266	10612127	717886393
	5都市計画費	5248666983	4702625080	536619941	9421962	546041903
6住宅費	6住宅費	1791390900	1627271756	138463825	25655319	164119144
	9警察費	38067094182	37642039197	0	425054985	425054985
	1警察管理費	34194172182	33886017678	0	308154504	308154504
10教育費	2警察活動費	3872922000	3756021519	0	116900481	116900481
	1教育総務費	170302988852	167881041053	1094382763	1327565036	2421947799
	2小学校費	31584248400	30470432276	375903000	737913124	1113816124
3中学校費	3中学校費	58587046000	58501172458	0	85873542	85873542
	3中学校費	33683972000	33621055208	0	62916792	62916792

熊本県一般会計歳入歳出決算

熊本県一般会計歳入歳出決算

歳

出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
	4高等学校費	31017710109	30306132012	532201734	179376363	711578097
	5特別支援学校費	10336350343	10068980886	156478029	110891428	267369457
	6大学費	983081000	982744183	0	336817	336817
	7社会教育費	2515610000	2431412126	29800000	54397874	84197874
	8保健体育費	1594971000	1499111904	0	95859096	95859096
1災害復旧費		7560572646	3825416100	3017538193	717618353	3735156546
	1農林水産業災害復旧費	1806287101	918513831	499338321	388434949	887773270
	2土木災害復旧費	5387654545	2754786885	2348023164	284844496	2632867660
	3警察災害復旧費	41247000	23806238	0	17440762	17440762
	4教育災害復旧費	275564000	126832813	124675148	24056039	148731187
	5総務災害復旧費	33992000	0	33992000	0	33992000
	6商工災害復旧費	15828000	1476333	11509560	2842107	14351667
12公債費		112985866000	112982031277	0	3834723	3834723
	1公債費	112985866000	112982031277	0	3834723	3834723
15諸支出金		76374824000	75654648440	0	720175560	720175560
	1繰出金	4517592000	4500214662	0	17377338	17377338
	2ゴルフ場利用税交付金	417108000	417108000	0	0	0

歳 出						(単位: 円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	3自動車取得税交付金	1,024,724,000	1,011,225,000	0	13,499,000	13,499,000
	4利子割交付金	304,219,000	265,143,000	0	39,076,000	39,076,000
	5利子割精算金	512,000	383,528	0	128,472	128,472
	6地方消費税精算金	302,200,000,000	302,111,193,333	0	88,066,667	88,066,667
	7地方消費税交付金	347,000,000,000	346,946,020,000	0	53,980,000	53,980,000
	8配当割交付金	114,180,500	960,172,000	0	181,633,000	181,633,000
	9株式等譲渡所得割交付金	126,625,100	181,840,000	0	44,785,100	44,785,100
	10軽油引取税交付金	278,261,300	277,628,917	0	633,2083	633,2083
14予備費		53,673,313	0	0	53,673,313	53,673,313
	1予備費	53,673,313	0	0	53,673,313	53,673,313
歳 出 合 計		820,225,096,677	754,635,554,018	49,875,883,443	15,713,659,216	65,589,542,659
歳入歳出差引残額 17,902,794,806 円						
うち基金繰入額 なし						
翌年度へ繰越額 17,902,794,806 円						
平成28年9月12日 提出						
熊本県知事 蒲 島 郁 夫						

歳 出			(単位: 円)			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比較
1商工費		11,998,000	5,682,661	0	6,315,339	6,315,339
	1中小企業振興資金	11,998,000	5,682,661	0	6,315,339	6,315,339
2公債費		12,792,490,000	12,791,578,63	0	91,137	91,137
	1公債費	12,792,490,000	12,791,578,63	0	91,137	91,137
3諸支出金		5,653,020,000	5,653,020,000	0	0	0
	1繰出金	5,653,020,000	5,653,020,000	0	0	0
歳 出 合 計		18,565,490,000	18,501,425,24	0	6,406,476	6,406,476

歳入歳出差引残額	1,681,300,038 円
うち基金繰入額	なし
翌年度へ繰越額	1,681,300,038 円

平成28年9月12日 提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成27年度 熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

[illegible]

熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

歳 出						(単位: 円)	
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比	較
1民生費		132,689,000	71,828,597	0	60,860,403	60,860,403	
	1母子父子寡婦福祉資金	132,689,000	71,828,597	0	60,860,403	60,860,403	
歳 出 合 計		132,689,000	71,828,597	0	60,860,403	60,860,403	
歳入歳出差引残額 139,915,624 円							
うち基金繰入額 なし							
翌年度へ繰越額 139,915,624 円							
平成28年9月12日 提出							
熊本県知事 蒲 島 郁 夫							

歳 出						(単位: 円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比較
1諸支出金		2,900,000,000.00	2,742,903,794	0	157,096,206	157,096,206
	1繰出金	2,900,000,000.00	2,742,903,794	0	157,096,206	157,096,206
歳 出 合 計		2,900,000,000.00	2,742,903,794	0	157,096,206	157,096,206
歳入歳出差引残額						233,497,740 円
うち基金繰入額						なし
翌年度へ繰越額						233,497,740 円
平成28年9月12日 提出						
熊本県知事 蒲 島 郁 夫						

平成27年度 熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較	過 誤 額	(単位 円)
1使用料及び手数料		194,230,000	198,527,080	198,527,080	0	0	4,297,080	0	0
	1使用料	194,230,000	198,527,080	198,527,080	0	0	4,297,080	0	0
2財産収入		1,565,720,000	1,807,665,500	1,807,665,500	0	0	241,945,500	0	0
	1財産運用収入	121,000	212,009	212,009	0	0	-991	0	0
	2財産売却収入	1,563,590,000	1,805,545,410	1,805,545,410	0	0	241,955,410	0	0
3繰入金		759,510,000	580,599,500	580,599,500	0	0	-178,910,500	0	0
	1一般会計繰入金	688,260,000	521,932,440	521,932,440	0	0	-166,327,560	0	0
	2基金繰入金	71,250,000	58,667,060	58,667,060	0	0	-12,582,940	0	0
4繰越金		350,370,000	890,011,710	890,011,710	0	0	539,641,710	0	0
	1繰越金	350,370,000	890,011,710	890,011,710	0	0	539,641,710	0	0
5諸収入		0	84,534,000	84,534,000	0	0	84,534,000	0	0
	1雑入	0	84,534,000	84,534,000	0	0	84,534,000	0	0
歳 入 合 計		2,869,830,000	3,485,257,190	3,485,257,190	0	0	615,427,190	0	0

熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算

歳 出							(単位: 円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比	
1教育費		286,983,000	244,330,311	0	42,652,689	42,652,689	
	1高等学校費	286,983,000	244,330,311	0	42,652,689	42,652,689	
歳 出 合 計		286,983,000	244,330,311	0	42,652,689	42,652,689	
歳入歳出差引残額							104,195,408 円
うち基金繰入額							なし
翌年度へ繰越額							104,195,408 円
平成28年9月12日 提出							
熊本県知事 蒲 島 郁 夫							

歳 出		(単位: 円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比較
1土木費		1,258,812,209	816,419,175	380,637,828	61,755,206	442,393,034
	1港湾費	1,258,812,209	816,419,175	380,637,828	61,755,206	442,393,034
2公債費		1,932,002,000	1,932,001,469	0	531	531
	1公債費	1,932,002,000	1,932,001,469	0	531	531
3諸支出金		75,967,000	75,967,000	0	0	0
	1繰出金	75,967,000	75,967,000	0	0	0
歳 出 合 計		3,266,781,209	2,824,387,644	380,637,828	61,755,737	442,393,565

歳入歳出差引残額

510,564,323 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

510,564,323 円

平成28年9月12日 提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歳 出						(単位: 円)	
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比	較
1土木費		78,526,000	72,816,382	0	5,709,618	5,709,618	
	港湾費	78,526,000	72,816,382	0	5,709,618	5,709,618	
歳 出 合 計		78,526,000	72,816,382	0	5,709,618	5,709,618	
歳入歳出差引残額 541,375,581 円							
うち基金繰入額 なし							
翌年度へ繰越額 541,375,581 円							
平成28年9月12日 提出							
熊本県知事 蒲 島 郁 夫							

歳 出							(単位: 円)	
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比		
1教育費		1311726000	1295622120	0	16103880	16103880		
	1南英資金	1311726000	1295622120	0	16103880	16103880		
歳 出 合 計		1311726000	1295622120	0	16103880	16103880		
歳入歳出差引残額							844,252,618 円	
うち基金繰入額							なし	
翌年度へ繰越額							844,252,618 円	
平成28年9月12日 提出								
熊本県知事 蒲 島 郁 夫								

平成27年度 熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

[illegible]

熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 出						(単位:円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1農林水産業費		1031712000	983733038	0	47978962	47978962
	1林業改善資金	1031712000	983733038	0	47978962	47978962
2公債費		500250000	500250000	0	0	0
	1公債費	500250000	500250000	0	0	0
3諸支出金		20515000	20514210	0	790	790
	1繰出金	20515000	20514210	0	790	790
歳 出 合 計		1552477000	1504497248	0	47979752	47979752

歳入歳出差引残額

うち基金繰入額

翌年度へ繰越額

845,419,502 円

なし

845,419,502 円

平成28年9月12日 提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歳 出						(単位: 円)	
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比	較
1 農林水産業費		73,708,000	58,321,227	0	15,386,773	15,386,773	
	1 沿岸漁業改善資金	73,708,000	58,321,227	0	15,386,773	15,386,773	
歳 出 合 計		73,708,000	58,321,227	0	15,386,773	15,386,773	
歳入歳出差引残額 369,532,198 円							
うち基金繰入額 なし							
翌年度へ繰越額 369,532,198 円							
平成28年9月12日 提出							
熊本県知事 蒲 島 郁 夫							

歳 出							(単位: 円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比	
1総務費		300,263,000	263,993,450	0	36,269,550		36269550
	1市町村振興資金	300,263,000	263,993,450	0	36,269,550		36269550
2諸支出金		89,145,000	69,915,574	0	19,229,426		19229426
	1繰出金	89,145,000	69,915,574	0	19,229,426		19229426
歳 出 合 計		389,408,000	333,909,024	0	55,498,976		55498976
歳入歳出差引残額 2,633,814,558 円							
うち基金繰入額 なし							
翌年度へ繰越額 2,633,814,558 円							
平成28年9月12日 提出							
熊本県知事 蒲 島 郁 夫							

歳 出						(単位:円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比較
1土木費		2,589,225,246	2,536,995,896	19,020,000	33,209,350	52,229,350
	1流域下水道費	2,589,225,246	2,536,995,896	19,020,000	33,209,350	52,229,350
2公債費		713,251,000	713,247,606	0	3,394	3,394
	1公債費	713,251,000	713,247,606	0	3,394	3,394
3諸支出金		735,400,000	659,501,7	0	758,983	758,983
	1繰出金	735,400,000	659,501,7	0	758,983	758,983
歳 出 合 計		3,309,830,246	3,256,838,519	19,020,000	33,971,727	52,991,727
歳入歳出差引残額						604,265,132 円
うち基金繰入額						なし
翌年度へ繰越額						604,265,132 円
平成28年9月12日 提出						
熊本県知事 蒲 島 郁 夫						

平成27年度 熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算

[illegible]

熊本県高度技術研究開発事業等特別会計歳入歳出決算

歳 出							(単位:円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比較	
1商工費		42,501,000	18,816,701	0	23,684,299	23,684,299	
	1工銀業費	42,501,000	18,816,701	0	23,684,299	23,684,299	
2公債費		26,163,000	26,162,047	0	953	953	
	1公債費	26,163,000	26,162,047	0	953	953	
3諸支出金		34,030,200	34,030,126	0	735	735	
	1繰出金	34,030,200	34,030,126	0	735	735	
歳 出 合 計		408,966,000	385,280,013	0	23,685,987	23,685,987	
歳入歳出差引残額 158,096,184 円							
うち基金繰入額 なし							
翌年度へ繰越額 158,096,184 円							
平成28年9月12日 提出							
熊本県知事 蒲 島 郁 夫							

平成27年度 熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較	過 誤 額	(単位 円)
1水保河津排水処理事業費		877115000	877114091	877114091		0	-909		0
	1分担金及び負担金	877115000	877114091	877114091		0	-909		0
2チッソ貸付費		3423270000	3423268954	3423268954		0	-1046		0
	1諸収入	3423270000	3423268954	3423268954		0	-1046		0
3水保河津排水処理事業費		276267000	276266680	276266680		0	-320		0
	1繰入金	276267000	276266680	276266680		0	-320		0
4支援措置費		4007279368	4007279368	4007279368		0	-346632		0
	1国庫支出金	2353351000	2353350183	2353350183		0	-817		0
	2繰入金	1068275000	1067929185	1067929185		0	-345815		0
	3県債	586000000	586000000	586000000		0	0		0
5一時金支払関係支援費		703573000	703571841	703571841		0	-1159		0
	1繰入金	703573000	703571841	703571841		0	-1159		0
歳 入 合 計		9287851000	9287500934	9287500934		0	-350066		0

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

歳 出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
1水俣湾堆積汚泥処理事業費		1,008,707,000	1,008,705,674	0	1,326	1,326
	1公債費	1,008,707,000	1,008,705,674	0	1,326	1,326
2チッソ貸付費		564,502,900	564,502,754	0	1,446	1,446
	1公債費	564,502,900	564,502,754	0	1,446	1,446
3水俣病問題解決支援財団出資費		127,626,700	127,626,680	0	320	320
	1公債費	127,626,700	127,626,680	0	320	320
4支援措置費		1,654,275,000	1,653,929,185	0	345,815	345,815
	1環境費	1,654,275,000	1,653,929,185	0	345,815	345,815
	2公債費	1,654,275,000	1,653,929,185	0	345,815	345,815
5一時金支払関係支援費		703,573,000	703,571,841	0	1,159	1,159
	1公債費	703,573,000	703,571,841	0	1,159	1,159
歳 出 合 計		9,287,851,000	9,287,500,934	0	350,066	350,066

歳入歳出差引残額

0円

なし

うち基金繰入額

0円

翌年度へ繰越額

平成28年9月12日 提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歳 出							(単位: 円)	
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額の比較		
1公債費		93588310000	93588010499	0	299501	299501		
	1公債費	93588310000	93588010499	0	299501	299501		
歳 出 合 計		93588310000	93588010499	0	299501	299501		
歳入歳出差引残額							0 円	
うち基金繰入額							なし	
翌年度へ繰越額							0 円	
平成28年9月12日 提出								
熊本県知事 蒲 島 郁 夫								

公 告

熊本県公告第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市北区八景水谷二丁目1番7号
- 2 築造者の氏名 第一開発株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字西岳934番9及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 80.71メートル
- 6 指定年月日 平成28年12月15日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第169号

熊本県公告第5号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成28年7月 5日から 平成28年8月31日まで	熊本県上益城郡甲佐町

熊本県公告第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1級水準測量）	平成28年12月 9日から 平成29年 3月31日まで	荒尾市 全域

熊本県公告第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成29年1月10日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成29年1月10日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成29年1月10日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成29年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成29年1月10日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

登載依頼**芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成28年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年1月10日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成29年1月26日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県水俣保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 役員改選について
(2) 救急告示病院の更新について
(3) 管内の救急活動状況について
(4) 健康危機管理に関する取組状況について
(5) 水俣芦北地域における災害医療提供体制について
(6) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話0966-63-4104)

熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年1月10日

熊本県病院事業管理者 永 井 正 幸

熊本県病院局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程
熊本県病院局職員被服類貸与規程（平成20年熊本病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用期」を「使用期間」に改める。

第2条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第2条第2項を同条第4項とし、「特に必要があると認めるときは」を「総務経営課長が特に必要があると認めるときは」に改め、後段に「また、被服類の品名を相当の品名に変更し貸与することができる。」を加え、同項の前に次の2項を加える。

2 病院局に勤務する職員のうち、事務部局に勤務する職員は、非常災害時等に着用する被服類の貸与を受けることができるものとし、貸与する被服類の品名及び数量並びに使用期間は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、第16条に掲げる臨時的任用職員には貸与しない。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる職員に掲げられていない職員が任用された場合は、類似する業務形態の職員に準じて被服類の貸与を受けることができるものとする。

第7条第1項中の「別表右欄」を「別表第1及び別表第2の右欄」に改める。

第14条中の「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第16条中の「産後休」を「産後休暇」に改める。

別表を別表第1に改め、別表1中の「第2条」を「第2条第1項」に改める。

別表第1を次のように改める。

職員の範囲		貸与被服類		使用期間 (年)
		品名	数量	
運転手	乗用車の運転業務に従事する者	夏服（上下）	1	2
		冬服（上下）	1	3
		ゴム長靴	1	3
庁舎及び公舎の営繕に従事する者		夏作業服（上下）	1	1
		冬作業服（上下）	1	1
		作業靴又は安全靴	1	1
		ゴム長靴	1	3
		雨がっぱ	1	3
		防寒着	1	3
病院に勤務する医師		帽子	1	1
		ズボン	1	1
		作業靴	1	2
		予防衣	1	1
薬剤師		予防衣	1	1
		ズボン	1	1
		帽子	1	1
看護業務に従事する者		予防衣	2	2
		看護靴	1	1
		ズボン	2	2
		介助作業服（上下）	1	1
		帽子	1	1
栄養士		予防衣	1	1
		ズボン又はスカート	1	1
		帽子	1	1
		厨房専用靴ゴム長靴	1	1
		検収室専用靴	1	1
		上記以外の屋内専用靴	1	1
エックス線技師及び衛生検査技師		予防衣	1	1
		ズボン又はスカート	1	1
作業療法業務に従事する者		予防衣	1	1
		夏作業服（上下）	1	1
		冬作業服（上下）	1	1
		作業靴	1	1
看護師、精神保健福祉士（地域生活支援業務に従事する者）		作業服（上下）	1	1
		作業靴	1	1

精神保健福祉士（社会復帰支援業務に従事する者）	作業服（上下）	1	1
病棟補助業務に従事する者	予防衣	1	1
	ズボン	1	1
	作業靴	1	1

別表第1の次に別表第2を次のように加える。

別表第2（第2条第2項関係）

職員の範囲	貸与被服類		使用期間 （年）
	品名	数量	
事務部局に勤務する職員	防災服（上下）	1	4
	防災服（半袖シャツ）	2	4
	帽子	1	4
	ベルト	1	4

附則

- この規程は、平成29年1月10日から施行する。
- この規程の施行の際現に貸与されている貸与品については、この規程の定めるところにより貸与されたものとみなす。この場合における貸与期間の計算は、当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

熊本県警察本部告示1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年1月10日

熊本県警察本部長 後 藤 和 宏

- 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成29年1月18日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月10日

熊本県警察本部長 後 藤 和 宏

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
- (2) 予定使用電力量
13,807,294kWh(2年間)
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (6) 調達期間(供給期間)
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- (7) 供給場所
入札対象施設一覧のとおり(25施設)
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書及び施設毎内訳明細書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から平成29年1月18日(水)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

- (4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- エ 役員等一覧
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イからエの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。
- 紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から平成29年1月27日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
- 1 (4)に掲げる入札担当部局
- 熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1 (3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月27日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年2月21日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29

年2月20日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成29年2月21日(火)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年2月20日(月)(必着)までに1(4)に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書及び施設毎内訳明細書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができ、

- きる。
ア 納付期限 (3)に掲げる期限
イ 提出場所 1 (3)に掲げる発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- 6 その他
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
(1) 問合せ先
ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
電話番号 096-381-0110（内線2263）
ファックス番号 096-381-9341
イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
(2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 S u m m a r y
(1) Name and Content of Purchasing（調達する物品の名称、数量）
Electricity for two years about 13,807,294kWh (kilowatt-hour) to be used for Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages
(2) Date and Place for tender（入札期日）
Date: February 21, 2017, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division（熊本県出納局管理調達課）
（2nd floor of Prefectural Government Main building）
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract（担当部局名称、連絡先）
Property Management Division
Kumamoto Police Headquarters
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2263)
(4) Other（その他）
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

有明地域保健医療推進協議会公告第1号

平成28年度有明地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年1月10日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成29年1月25日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県玉名地域振興局 4階大会議室（玉名市岩崎1004-1）
- 3 議題
(1) 有明地域医療構想検討専門部会の開催報告
(2) 救急医療専門部会の開催報告
(3) 第6次有明地域保健医療計画の進捗状況について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先

玉名市岩崎 1 0 0 4 - 1
有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）
（電話 0 9 6 8 - 7 2 - 2 1 8 4）

熊本県収用委員会公告第 1 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。

平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県山鹿市小原字下津留地内から同市小原
字龍宮地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

地 番	地 目		全体の面積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
2474 番	田	畑	917	920.08	920.08
2486 番 1	田	畑	2,416	2,419.04	2,419.04
合 計			3,333	3,339.12	3,339.12

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
泉富美代
東京都世田谷区若林二丁目 3 2 番 2 1 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

熊本県土地利用審査会公告第 1 号

熊本県土地利用審査会の会議を次のとおり開催する。
平成 2 9 年 1 月 1 0 日

熊本県土地利用審査会

- 1 開催日時
平成 2 9 年 1 月 1 3 日（金）午前 1 0 時から午前 1 1 時（予定）まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議事
(1) 会長選出等
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のう
え、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県土地利用審査会事務局
（熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり調整班）
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 8 1

正 誤

平成 2 7 年 1 月 1 6 日熊本県病院局管理規程第 1 号（熊本県病院局職員就業規程の一部
を改正する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 3	4 5	第 4 条	第 6 条

平成 2 7 年 3 月 3 1 日熊本県病院局管理規程第 3 号（熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3 4	1 3	第 5 条	第 2 条